

人権救済調査室規則

(平成十五年三月十四日規則第八十四号)

改正 平成二十四年二月二日

(設置)

第一条 本会に人権救済調査室をおく。

(任務)

第二条 人権救済調査室は、本会の人権擁護活動に関し、関連する委員会等と連携し、次の事項を行う。

- 一 人権救済申立事案の整理及び処理に関する事項
- 二 その他他人権諸課題についての調査、研究及び各種資料作成に関する事項

(構成)

第三条 人権救済調査室に室長及び嘱託若干名をおく。

2 室長は、嘱託のうちから会長が指名する。

3 嘱託は、事務総長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

4 嘱託の任期は、二年を超えない範囲で委嘱の際に事務総長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(室長)

第四条 室長は、事務総長の指示を受けて、その任務を遂行する。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年二月二日改正)

1 第三条第四項の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 第三条第四項の改正規定の施行の際現に委嘱されている嘱託の当該委嘱に係る任期は、なお従前の例による。